

# イギリス，フランスにおける 新しい入札契約手法の動向

社団法人国際建設技術協会 研究第四部

研究員 かつやま ひろとし 勝山 浩利

## 概要

欧州ではEU統合が進む中、イギリスやフランスなどでは、公共事業に関する入札契約制度の改革が進められている。

イギリスでは1979年に就任したサッチャー首相の“小さな政府”政策のもと、就任後1986年までに中央政府職員が19%削減され、民間でより効率的にできることは政府が行わないという考えのもと現在に至っている。

一方、豊富な行政職員数を抱え、その中に十分な技術職員を保持し、繁忙期もしくは特殊な専門性を必要とする業務以外はすべてインハウス・スタッフで事業を進めてきたフランス。

以下にイギリスの“ECI方式”，フランスの“競争的対話方式”について紹介する。

## イギリス

### (1) 入札手法

道路庁<sup>1)</sup>は、入札契約制度改革を積極的に取り組み続けている機関である。道路庁は従来の最低入札価格だけに依存した落札者選定を行わずに、

現在ではPFI (Private Finance Initiative) 方式およびECI (Early Contractor Involvement) 方式による事業の発注を行っている。このECIの大きな目的は以下である。

- ・初期段階でのイノベーションの推奨
- ・コントラクタ発意を取り込むことで、適切なりスク委譲を行う
- ・事業スキームの期間短縮
- ・コントラクタとの長期的なパートナーシップによる効率化

### (2) ECI方式

ECI方式は2001年の出現当初には、早期デザインビルド (Early Design Build) と呼ばれ、推奨ルートの決定後、詳細設計前の用地の買収も済んでいないような計画早期段階からコントラクタを選定し、事業計画段階により多くの関与を求めるデザインビルド<sup>2)</sup> (DB) 方式の進化型である手法とされた。

DBでは、コントラクタは設計 (コンサルタント) 会社とコンソーシアムを組み入札に望むが、実際は設計がコントラクタの下請けという構造になり、その元請けであるコントラクターが (詳細) 設計に関する全責任を負うことになる。

ECIでは、リスクの分担についてもより適正なバランスを求め、発注者とコントラクタが密接なパートナーシップを組むことでより効率的な結果

表 1 道路庁における契約手法の変換

採用時期	契約手法	役割分担	コントラクターの参加時期	価格要素（落札基準・支払い）	主なリスク分担先	発注者～受注者の関係
1990年代	ICE 5 th	設計：コンサルタント 施工：コントラクター (分離発注)	詳細設計後	数量明細書に基づくランブサム	シェア	敵対関係
1992～	Design and Build	設計・施工：コントラクター (設計はコンサルタントがコントラクターの下請けとして作業)	公聴会后	入札時の設計に基づくランブサム	コントラクター	敵対関係
2001～	ECI	計画・設計・施工：コントラクター	詳細設計前 公聴会前 推奨ルート決定後	ターゲットコスト	発注者	パートナーシップ

を追求することとなった。すなわち、従来のDBではコントラクター側のリスクが不適切に過大になりすぎたため、受注者～発注者間の関係が難しいものとなってしまったとの反省から、より早期段階からコントラクターの意見を取り入れることで、同時にその部分のリスクを適切にコントラクターに委譲することを可能にした。

ECIでは、同時に事業の短期化を実現し、従来13年ほど必要とした事業期間を7年にまで短縮することに成功したと言う。

### (3) 事例

ECIは2001年にストーンヘンジのA303<sup>3)</sup>の道路改良工事で初めて採用され、今後加速度的に本方式での契約件数が増えることが想定されている。

ストーンヘンジではコントラクターの入札評価は、技術要素と価格要素<sup>4)</sup>の総合評価で行われた。

#### ① 技術要素

技術要素は、以下のような項目で評価を受ける。

- ・過去実績
- ・担当組織（職員）
- ・工期
- ・革新的なアイデア
- ・ホールライフコストモデル
- ・交通管理計画
- ・環境への影響

この技術的な提案は書面およびインタビュー形式で行われる。特にコントラクターにリスクの洗い

出しと、その管理をどのように行うかを発表してもらうことで、事業に対するコントラクターの能力と意気込みを判断する。

またこれらの評価項目のなかでも、特に担当職員に対する評価点は大きな要素とされ、ここでも発注者とコントラクター間の密接なパートナーリングに重点を置いて事業を進めていくという道路庁の方針を確認することができる。

#### ② 価格要素

コントラクターはターゲットコストと呼ばれる目標価格のようなものを入札時に提案する。このターゲットコストは、価格要素として技術要素とともに総合的に評価される。

このターゲットコストは事業が進み内容が具体化すると、段階的に見直しがされていく。そして事業の終了段階でターゲット価格に対する予算超過があった場合はその50%負担、予算縮減に成功した場合はその20%をコントラクターのインセンティブとして与えることにしている。

従来のDBでは、概略設計をもとに算出したランブサムをベースに契約・支払いが行われたため、コストに関するリスクのすべてをコントラクターが引き受ける形になっていたが、ECIでは計画のより早期の段階で見積もりを提出し、段階的に見直すことになるためコストに関するリスクを道路庁側でも負担することとなった。

## フランス

### (1) 公共契約法典<sup>5)</sup>

フランスでは公共の物品調達や工事契約のルールを定めた“公共契約法典”が2001年の大幅な改定に続いて、2004年に再改定を終えた。

2001年3月の改定では、それまでの価格のみによる落札基準を廃止し、全体コスト、技術的価値、工期、美的・機能的な品質、収益性というようなさまざまな基準を総合的に評価した「最適入札者」への落札を明記した。

そして2004年1月の改定は、主としてEU調達指令への適合および複雑な事業を対象とした契約手続きの簡素化がその骨子である。ここでは、

- ・小額契約に認められていた“一定の手続きまたは方式がない場合”の廃止
- ・“競争的対話方式”の導入
- ・公告方法の適用規模の修正

等の取り組みが見られるが、この改定に対してEU側の意向がまだ完全には反映されていないとEUが正式に表明しているため、今後のフランス側の対応が注目される。

公共契約法典で定められる、主な契約手法とその適用範囲を表2に示す。

### (2) 競争的対話方式

#### ① 経緯・概要

フランスでは一般的に設計業務を政府のインハウス・スタッフで行うが、特にインハウス・スタッフで処理できない複雑な業務は、いったん調査・設計業務として外部に発注をして、そこで得られた成果をもとに仕様を策定し、次にコントラクタを決定するという2回の入札手続きが必要であった。このような事業に対して最新の公共契約法典では、“競争的対話方式”と呼ばれる、EU調達規定<sup>6)</sup>でも認められる手法が導入された。

EUでは、“競争的対話方式”特殊なケースとして利適用範囲を厳密に定めているのと比較して、フランスではより多くの契約に活用するべく

規定されている特長が見られる。具体的には、フランスではEUでの縛りを受ける590万ユーロ（約7億円）以下で下記の条件にあてはまるものは、原則としてすべて“競争的対話方式”の採用が認められる。

- ・発注者側で技術手法の特定ができない場合
- ・発注者側で法的、財務的な調整ができない場合

#### ② 入札プロセス

競争的対話方式の入札プロセスは、通常の競争入札と同様に入札の公告を行った後、オファーのあった企業から数社を選び対話を行う。この対話の目的は技術的な側面について改善余地を探り、また技術的な改善により価格を下げることであり、直接価格だけを下げるとの対話は行われないとされる。

この対話は徐々に事業の詳細を明確化していく必要があり数度にわたり行われる。このため、対話に参加したが最終的に落札を逃した企業に対しては、金銭的な保障制度も認められている。

現時点で考えられる本方式での課題は以下のようなものがある。

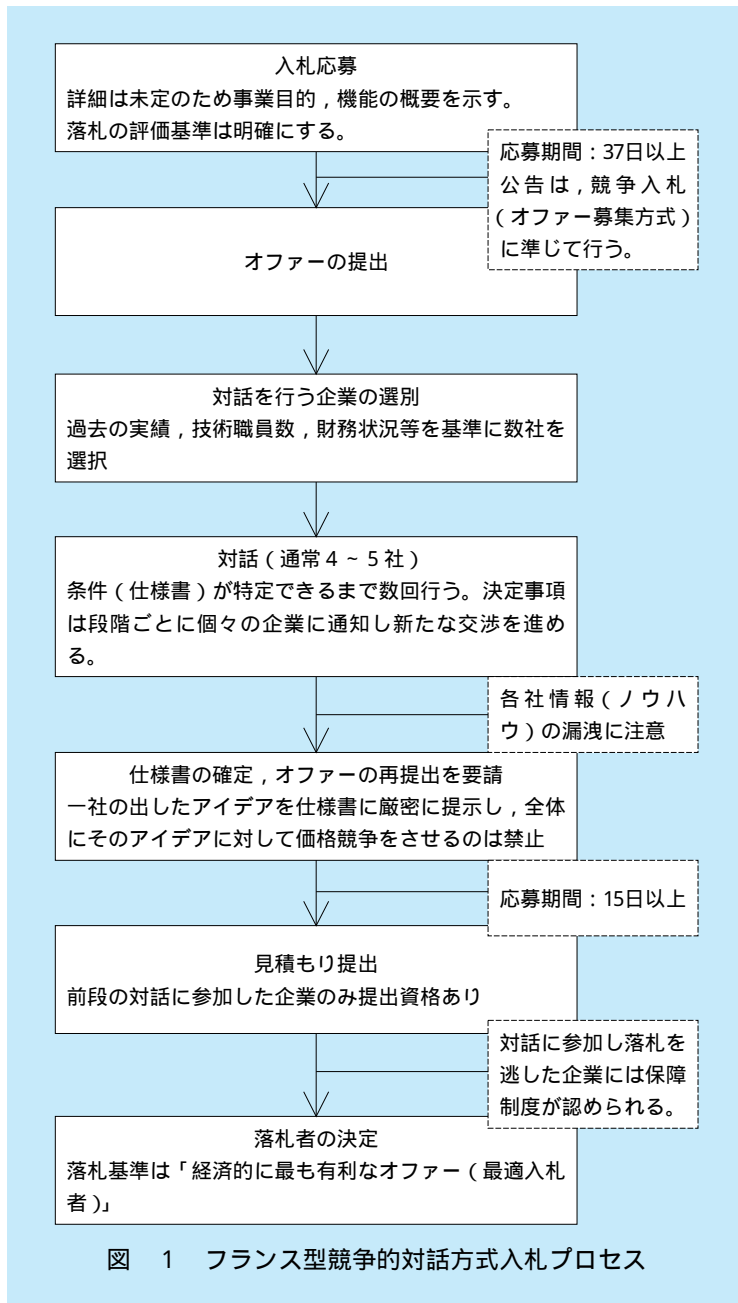
- ・透明性を欠き、特定の企業を優遇する恐れがある。
- ・企業の特定のアイデア（ノウハウ）の漏洩を防ぐこと。
- ・対話手続きに時間がかかり特に企業側の経費がかさむ。
- ・交渉を専門に行うような企業の営業担当に負けない交渉力を発注者が持つこと。

## まとめ

公共事業の進め方について相反する特徴を持つと言われているイギリス、フランス両国において、コントラクタを早期段階から事業に参加させることで、より多様化・複雑化している事業を効率的な事業実施体制を整えるべく、新たな入札契約制度の改革に取り組むという共通の方向性が見られる。

表 2 公共契約法典に規定される契約手法とその適応範囲

タイプ	手法名称 [ ]内は新法典の条項	特徴・法典の記述	適応範囲（工事契約）	
			新版（2004.1～） *下記の数値以下の事業は、目的に合った適切な方式を採用 [ 第26条 ]	旧版 （2001.3～2004.1）
a. 提案募集方式	オープン型オファー募集 appel d'offres ouvert [ 33 ][ 57 59 ]	多基準評価落札方式による一般競争入札 すべての応募者がオファーを提出できる場合。	23万～590万ユーロ	国： 13万ユーロ以上 自治体： 20万ユーロ以上 *この限度額以下でも利用可能
	制限型オファー募集 appel d'offres restreint [ 33 ][ 60 64 ]	多基準評価落札方式による指名競争入札 選定を経て許可された応募者のみオファーを提出できる場合。応募者数の下限は5社以上でなくてはならない。		
b. 随意契約方式	交渉契約方式 procédures négociées [ 34 35 ][ 65 66 ]	一定所条件の基、随意契約が認められる。競争を行う（下記Ⅰ，Ⅱ）場合、最低限3社以上と交渉を行う必要がある。 第35条：交渉契約が利用可能な条件は以下の3つの場合で異なる Ⅰ．事前公告および競争の後に交渉できる契約 Ⅱ．事前公告は行わないが、競争を行って交渉できる契約 Ⅲ．事前公告も競争も行わずに交渉できる契約	Ⅰの場合/ 23万～590万ユーロ Ⅲの場合（物品調達のみ）/ 国： 15万ユーロ未満 自治体： 23万ユーロ未満	Ⅲの場合（物品調達のみ）/ 国： 13万ユーロ未満 自治体： 20万ユーロ未満
c. その他の方式	競争的対話方式 procédure de dialogue compétitif [ 36 ][ 67 68 ]	仕様書策定のための対話を複数の企業と（個別に）行う。仕様書決定後、対話に参加した企業を対象に、応募の再招請が行われる。 第36条：競争による提案型対話方式は以下の場合に利用できる。 a) 公法人がその必要に答えることが可能な技術的方法を決定することができない場合 b) 公法人があるプロジェクトの法律問題や財務的問題の調整ができない場合	23万～590万ユーロ	
	設計・施工一括契約に固有の方式 procédure propre aux marchés de conception réalisation [ 37 ][ 69 ]	第37条：金額の多少にかかわらず、建造物の建設の目的または技術にかかわる理由から請負者が建造物の調査に参加する必要がある場合のみ利用できる。 a) その過程が設計および施工を条件づけるような成果品を主要目的とする建造物 b) 別外的な規模や特殊技術の問題などの特性から、請負者独自の手段や専門性に訴える必要がある建造物	（規模要件なし）	（規模要件なし）
d. 改定により削除された方式	契約締結の特定の手続きまたは方式がない場合 absence de formalités ou modalités particulières de passation [ 旧28 31 ]	小額の契約は事前公告の不要、契約手法の自由が認められていたが、改定により「第1条：契約金額の多少にかかわらず、応募者の参加の自由および取扱いの平等、手続きの透明性の原則」が定められた。 旧第28条：9万ユーロの限度額を超えない場合、公共契約は事前の手続きなしに締結することができる。		9万ユーロ未満
	簡易化された手続き mise en concurrence simplifiée [ 旧32, 57 ]	旧第32条：公告および事前の競争の後、何人かの応募者との交渉を行って、公法人が契約の名義人を選定する方式。 旧第57条：公告時に定めた数以上のオファーを受けた場合、くじ引きによって絞込みを行う。		国： 9～13万ユーロ 自治体： 9～20万ユーロ
	競争入札方式 procédure d'adjudication [ 前々84 ]（*2001年3月の改定で削除）	入札者が提案するのは価格のみであり、最低価格入札者に自動的に落札される方式で、オープン型、制限型があった。		



複雑で専門性の高い事業では、計画の早期段階より事業者を決定し発注者とともに事業を進めていくという考え方はイギリスで始まった手法であるが、最新の公共契約法典の改定ではフランスでも採用されることになった。

また、今回紹介した制度は両国においても、いまだ試行段階にあるといえ、今後ともこれらの諸制度やその実施状況、実施段階での問題点について調査を続けていく必要がある。

- 1) Highways Agency / 道路庁：交通省( Department for Transport )の外庁として1994年に設立。高速道路を無料で運営するイギリスでは、本省の政策執行機関として幹線・高速道路の運営を行う。職員数：約1,700人(2002/03年)、管理延長：9,380km(2002/03年)
- 2) Design Build / 設計付き工事契約：設計と施工を合わせて一つのコントラクターに発注することで、責任の所在を明確にし、設計変更などにより当初の工事金額の増額を防ぐことをその大きな目的とする。また一括発注により工期短縮の効果もある。DBは、現在日本でも試行的に採用されている。
- 3) A303路線：通行車両がストーンヘンジ史跡を見るための徐行や停車が渋滞や事故を誘発し、また道路自体も世界的な遺産の景観を乱すものとして批判的となった。本事業はA303路線のうち2.1kmのトンネル化を含む大型改良工事。事業費：1億9,200万£(税別)約336億円。
- 4) 価格要素：道路庁では、今後 ECI 方式の落札基準に一切の価格的要素を排除すると発表(2004年4月)している。
- 5) Code des Marchés Publics / 公共契約法典：国、自治体、公企業の公共調達の基本原則を定めたもの。それ自体で執行力を持つものではなく、後に出るデクレ(政令)やアレテ(通達)により具体的な効力を発する。
- 6) EU 調達規定：EU 内の調達に関して「より広く公告を行うことにより透明性を増す」「入札参加者の資格審査、契約、外国企業に対する不利益な取扱いの排除」を大きな目的とする。本規定の趣旨は各加盟国の国内法に取り込むことが要求されている。“Competitive Dialogue procedure”：EU での採択は2004年2月。